

「総合取引所」における
商品デリバティブ取引に係る
不招請勧誘規制のあり方について
(平成24年金融商品取引法改正関係)

平成25年11月26日

金 融 庁

総合取引所に係るこれまでの経緯

- 平成19年6月19日
(第1次安倍内閣) 「経済財政改革の基本方針2007～「美しい国」へのシナリオ～」閣議決定
 - ・ 取引所において、株式、債券、金融先物、商品先物など総合的に幅広い品揃えを可能とするための具体策等を検討し、結論を得る。

- 平成22年6月18日 「新成長戦略」閣議決定
 - ・ 「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融、商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行う。

- 平成24年2月24日 「総合的な取引所検討チーム取りまとめ(金融庁・農水省・経産省)」公表

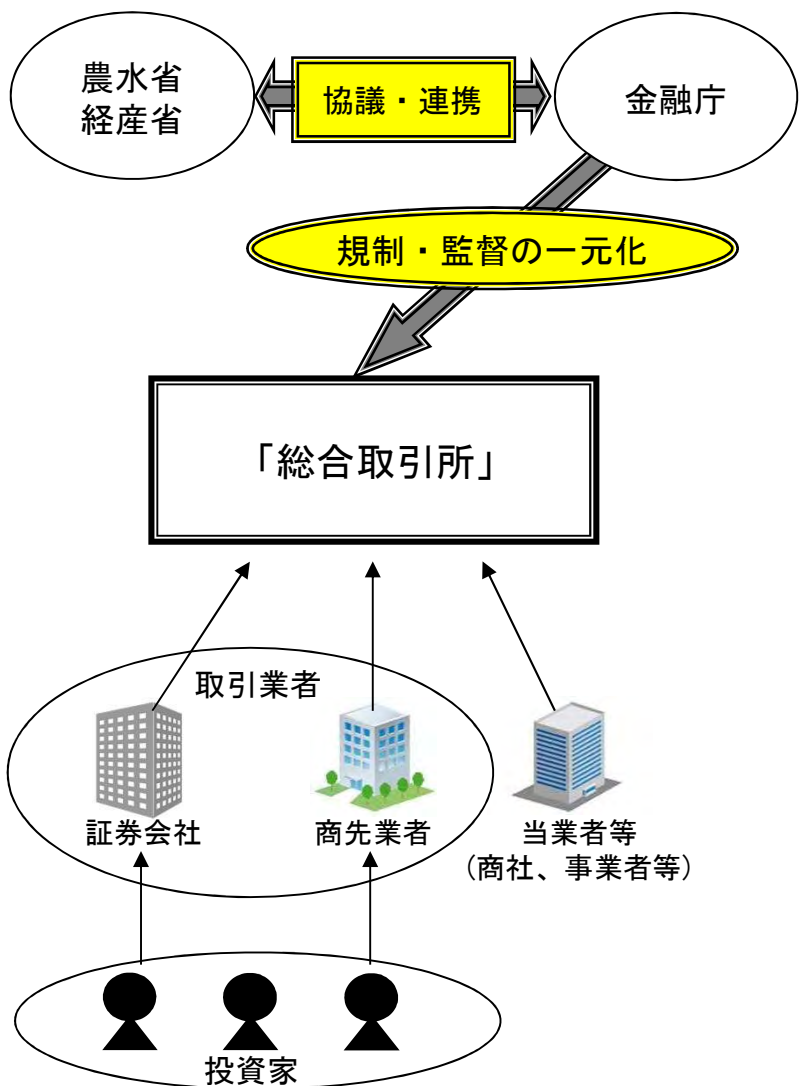
- 同年9月12日 「金融商品取引法等の一部を改正する法律」公布
 - ・ 総合取引所については、金融庁が一元的に規制・監督。
 - ・ 「商品の生産・流通」に対する悪影響を防止する観点から、金融庁と農水省・経産省との協議・連携を確保。

- 平成25年1月1日
(第2次安倍内閣) 東証・大証の経営統合、日本取引所グループ発足

- 同年1月11日 「日本経済再生に向けた緊急経済対策」閣議決定
 - ・ アジアNo.1市場の構築：「日本総合取引所」の創設に向けた取組の促進

- 同年6月14日 「規制改革実施計画」閣議決定
 - ・ 総合取引所の実現に向けた取組の促進：昨年9月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。

「総合取引所」に対する一元的な規制・監督 (金商法等改正 平成24年9月公布、平成26年3月までに施行)



証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現に向け、平成24年金商法等改正により、以下の制度整備。

商品・取引所に関する規制の整備

- 商品デリバティブ取引を、金融商品取引所において取り扱えることとする(当面、コメ等を除く)
- 「総合取引所」における商品デリバティブ取引については、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督(※)

農林水産大臣・経済産業大臣との連携

- 「商品の生産・流通」に対する悪影響の発生の防止のため、農林水産大臣・経済産業大臣との事前協議等の規定を整備し、相互連携を確保

業者等に関する規制の整備

- 仲介業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱うことができる制度を整備

⇒ **「総合取引所」の実現による国際競争力の強化・利用者利便の向上**

(※) 金商法の規制・監督の対象となるのは、金融商品取引所が、商品デリバティブ取引を取り扱う場合。それ以外の商品取引所については、引き続き、商品先物取引法の規制・監督の対象。

「金商法」における「デリバティブ取引」に対する不招請勧誘規制等の考え方

- 店頭デリバティブ取引：業者が自由に商品内容を設計でき、価格の透明性も低く、投資者被害が発生しやすいという性質から、不招請勧誘を禁止
- 取引所デリバティブ取引：周知性や透明性が高いことから、不招請勧誘規制の対象外としつつ、自主規制ルールによるリスク説明の徹底を含め、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により、投資者保護を充実

(参考) デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について 【平成 22 年 9 月 13 日 金融庁】(抜粋)

1. 見直しの方針

(1) 法令による不招請勧誘規制の見直し

不招請勧誘規制の対象範囲については、

- ① レバレッジが高いこと等、投資金額を上回る思いがけない損失を被ることがないか、といった商品性、
- ② 執拗な勧誘や利用者の被害の発生といった取引の実態、
- ③ 強引な勧誘等に対し投資者の投資判断力が不十分であること等により、損失を被ることがないか、を総合的に勘案していく必要がある。

2. 見直しの内容

今般、デリバティブ取引等に係る販売勧誘について、以下のとおり現状の規制をより一層強化し、投資者保護の充実を図ることとする。

(1) 法令による不招請勧誘規制の見直し

個人顧客を相手方とする店頭デリバティブ取引については、業者が自由に商品内容を設計でき、価格の透明性も低く、投資者被害が発生しやすいため、継続的に取引を行っている場合等を除き、法令によりその全般について不招請勧誘を禁止する。

(2) 自主規制による販売勧誘ルールの強化

〔②顧客に対する説明の充実〕

ハ. 取引所におけるデリバティブ取引については、店頭取引とは異なり、周知性のある商品であり、取引所の取引価格は透明性が高く、複雑な商品は存在しないが、投資者保護の一層の充実を図る観点から、自主規制ルールによりリスク説明の徹底を図るための対応を求める。

「総合取引所」における「商品デリバティブ取引」に係る行為規制の基本的考え方

規制改革実施計画

【平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定】（抜粋）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
9	総合取引所の実現に向けた取組の促進	昨年 9 月に成立した改正金商法の着実な実施を始め、総合的な取引所の実現に向けて所要の整備に積極的に取り組む。	平成 25 年度 検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省
10	行為規制の整備	行為規制については、 <u>垣根を取り払い横断的に市場環境を整備するとの基本的な考え方</u> の下で、関係法令を整備する。	平成 25 年度 検討・結論	金融庁 農林水産省 経済産業省

個人投資家に対する「デリバティブ取引」の不招請勧誘の可否（現行）

根拠法	金融商品取引法	商品先物取引法
業登録・許可	金融商品取引業	商品先物取引業
取引	デリバティブ取引（金融）	デリバティブ取引（商品）
店頭取引	× （禁止）	× （禁止）
取引所取引	○ （勧誘可）	〔損失限定取引〕 ○（勧誘可） 〔損失限定取引以外〕 ×（禁止）

（注）「損失限定取引」とは、当初の証拠金額を越える損失が発生するおそれのない取引をいう。